

南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金交付要綱

令和元年7月3日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、震災時等におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による被害を防止し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに避難路の確保を図るため、ブロック塀等の撤去又は改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 敷地に附属する補強コンクリートブロック造又は組積造の塀をいう。
- (2) 避難路 南アルプス市耐震改修促進計画において避難路又は通学路として位置付けた道路をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等から安全なフェンスに造り替えることをいう。
- (5) 敷地 現況宅地として一体的に利用している土地をいう。
- (6) 施工業者 県内に住所を有し、ブロック塀等の撤去又は改修工事を行う個人又は法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者であつて、当該ブロック塀等の撤去又は改修を実施しようとする者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 既存のブロック塀等の撤去又は改修に対して、公共事業等の補償又は他の補助金等の交付を受けていない又は受けないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、避難路に面した境界に設置するブロック塀等で、次の1号から6号までのいずれかに該当する工事とし、かつ、第7号に該当するものとする。ただし、補助事業の対象に係る敷地を販売、収益を目的とした整地又は宅地造成する場合は除く。

- (1) ブロック塀等を撤去する場合は、高さ（基礎を含む地盤面から壁頂まで

の高さをいう。以下同じ。)は、60センチメートルを超える塀等を撤去する工事

(2) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが60センチメートル以下にする工事

(3) ブロック塀等の一部を高さ60センチメートル以下に撤去し、その上に景観に配慮された安全なフェンスを設置する工事

(4) ブロック塀等を撤去(基礎を含む全撤去)し、新たに景観に配慮された安全なフェンスに造り替える工事

(5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路の場合で、道路後退をしていないときは、ブロック塀等の基礎まで取り除く撤去工事

(6) その他市長が必要と認める工事

(7) 第2条第6号に掲げる施工業者が施工する工事

2 補助金の交付は、1敷地につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 撤去に係る補助金の額は、補助事業に要する費用と撤去するブロック塀等の延長に1メートルにつき1万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、1敷地につき15万円を限度とする。

2 改修に係る補助金の額は、補助事業に要する費用と改修する安全なフェンス等の延長に1メートルにつき1万5,000円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額の3分の2以内の額とし、1敷地につき20万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 位置図

(3) 施工前の配置図及び写真又はカタログ

(4) 計画図

(5) 施工に要する費用の見積書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するもの

とする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定の際、補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(事業内容の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）に第6条各号に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所の変更をしようとするとき。
- (2) 事業経費の変更（増額又は減額等）をしようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金変更等承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の完了を確認できる全景写真
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 施工業者の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、事業の完了を確認するためその内容を検査するものとする。この場合において、不適切と認めるときは、申請者に対し、必要な改善指導をするものとする。

(補助金の額の決定)

第11条 市長は、前条第2項の規定による検査を終了したときは、交付すべき補

助金の額を確定し、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知書を受けた補助事業者は、当該通知書を受領した日から起算して10日以内に、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、工事の契約を締結した施工業者に委任する場合（次条において「受領委任払」という。）は、南アルプス市ブロック塀等撤去改修事業費補助金受領委任払請求書（様式第9号）によるものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により工事の契約を締結した施工業者に補助金の交付があったときは、補助事業者に補助金の交付があったものとみなす。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（失効）
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条の規定による申請に係る第9条から第14条までの規定による事項については、同日後もなおその効力を有する。